

麻薬取扱者免許の有効期間が変更されます

麻薬及び向精神薬取締法が改正されたことにより、平成28年4月1日から新たに免許を受ける麻薬取扱者（麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬研究者）免許の有効期間が変更されます。

その概要は以下のとおりですので、手続き等お間違いのないようご注意ください。

1 有効期間（変更点）

免許の日からその日の属する年の翌年の12月31日まで（最長2年）



免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日まで（最長3年）

2 変更に係る注意事項

- ① 現在受けている免許の有効期間に変更はありません。
- ② 麻薬取扱者免許申請等の様式や申請手数料等に変更はありません。
- ③ 4月1日以降に交付する免許証から有効期間が延長されます。

4月1日から麻薬を取り扱う麻薬取扱者や、人事異動で4月1日に麻薬管理者を変更する場合は、これまで通り3月中に免許交付を受けてください。
(この場合、有効期間は平成29年12月31日までとなります。)
免許の交付後でないと麻薬の取扱いはできません。

その他、ご不明な点がございましたら、愛媛県薬務衛生課（089-912-2393）または管轄の保健所までお問い合わせください。